

釈文

SK 二一九土壙出土木簡

一・寺請 小豆一斗 醬一十五升大床所酢 末醬等

・右四種物竹波命婦御所

三月六日

259×(19)×4 6011

某寺より竹波命婦御所の用料として、小豆・醬・酢・末醬等を請求したもの。竹波命婦は常陸国筑波郡出身の采女壬生直小家主女で、後に掌膳として称徳天皇の食膳を掌っていた側近の女官。天平宝字六年五月、平城宮改作のため近江国保良宮に移居していた天皇は、完成と共に奈良に帰り、淳仁天皇は中宮院に、高野天皇は法華寺に入ってそれぞれを御在所とした。高野天皇の法華寺滞在期間は長くとも天平宝字六年五月から重祚した同八年一〇月までと考えられる。他の木簡の年紀は天平宝字五・六年で、高野天皇の法華寺滞在時期にほぼ合致している。さらに天皇側近の竹波命婦が「寺」から食料を請求していることを考え合わせると、「寺」は法

華寺と考えられる。「大床所」については明らかでないが、竹波命婦所管の一機関であろうか。『正倉院文書』
続修別集第四八巻所収の万葉仮名文にみえる「於保止〔可カ〕都〔可カ〕可佐乃比止」は大床所と関連するものであろうか
〔昭和四二年正倉院展解説〕。なおこの木簡の充先は一応大膳職と推定している。『平城宮報告Ⅱ・Ⅳ』参照。左欠。

二・主殿寮 請火事 殿〔部カ〕

十二月廿二日

(237)×25×4 6019

主殿寮が火(火種か)を請求したものの。主殿寮の職掌の一に燈燭、松柴、炭燎のことがある。殿部(トノモリ)は
律令制以前から宮廷官司に隸属した職業集団(伴部)で、日置、子部、車持、笠取、鴨の五氏が世襲的に任せら
れた〔三代表録元慶六・二二五〕。このうち燈燭以下の火のことは日置氏が担当したとおもわれる。職員令によれば主殿寮は
四〇人の殿部を統轄していた。下欠。

三・請常食朝夕并三斗

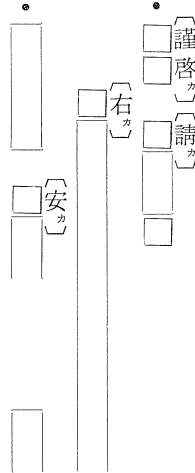
・〔右カ〕 爲 受如件副飯給送

(208)×27×3 6019

文はほぼ完存。朝夕料として常食三斗を請求したもの。職員令集解大炊寮条朱説は、諸司食料に月糧と別
日々朝夕に諸司に班給される常食のあることをのべているが、集解にいう常食は大炊寮のところにあるのだから

ら米(飯)であろう。しかし常食なる用語は、造石山寺所食物用帳(大目古二五 一三七八頁)などの正倉院文書中にも見え、塩・茄子・油・醬・小豆などについても常食料という注記がある。裏面後半部の「副飯給送」とあるところからすると、米以外の右の如き食料を請求したものであろう。このような副食物を請求している先としては、大膳職を想定するのが妥当であろう。上・右欠。

四



(246) × 34 × 8 6019

全面朽損著し。一・三の請求文書と同類か。「謹啓」の書始めが特徴。下・左欠。

五

謹通 敷万呂 所 請菜端事

(171) × 13 × 5 6019

「敷万呂」につづく字は判読困難。字数の確定も検討を要する。某所より「敷万呂 所」にあて、菜端を請求した文書。「謹通」で書き出す文書は、正倉院文書中にも数例ある(大目古五 一三二八、一五五九頁 三九・四七〇・二四一五五九頁)。下欠。

六 阿万留止毛字乎弥可々多



171 × (14) × 2 6019

二四

・「甲斐國」山梨郡□



(43) × (10) × 3 6039

筆跡は一九・三〇と類似し、もと同じ文面か。下・右欠。切込み部両面に圧痕あり、紐断片が付着。

二五

海藻根

(76) × (16) × 5 6081

「マテカヒノネ」(『賦役令』、『義解』)、「マナカエ」(『延喜主』、『計式』)。賦役令調雑物の一。海藻の茎にできる成実茎か。四辺原形をとどめず。

二六

棘甲羸

83 × 19 × 4 6032

「ウニ」(『賦役令』、『義解』)。賦役令調雑物の一つ。完存。

二七

・馬馬馬馬馬□



(141) × (13) × 12 6081

習書。四辺ともに欠損。表面上部と裏面朽損。

二八

・紀伊國日高部財郷□矢田部益占調塩

・三斗 天平字寶^(ママ)□年十月

(206)×22×4 6039

「天平字宝」は「天平宝字」の誤記。「日高郡財郷」は「日高郡財部郷」の誤記であろうか。但しSD2700出土の同年同郡の荷札にも同じく「日高郡財郷」とある〔平城宮発掘調査出。土木簡概報(四頁)〕。「類聚名義抄」には「部」に「コホリ」の訓が見え「部」は「郡」の意で、或は「日高郡財郷」とよむこともできようか。下欠。表裏ともにやや朽損。

元 甲斐國^(追筆)山梨郡雜役胡桃子一古

・天平寶字六年十月

129×19×14 6037

四・三〇と同筆。「古」は「籠」の音通。「雜役」については、総説五〇頁参照。甲斐國は『延喜民部・主計式』によると、年料別貢雜物として胡桃子を、中男作物として胡桃油を貢進することになっている。

三〇 甲斐^(追筆)山梨郡雜役胡桃子一古

・天平寶字六年十月

120×20×3 6037

三 長女柏

135×15×3 6057

「ナカメカシワ」。柏には、青と干の二種があり菓子雜肴を盛り〔延喜大膳式〕、或いは器物の口を覆うもの〔延喜大炊式〕

として用いた。播磨柏、三津野柏なる名もみえる（『延喜造酒式』）。

三 撫滑海藻

112×25×2 6051

三 未滑海藻

111×17×3 6051

「カチメ」。賦役令調雑物の一。正倉院文書中に散見し、写経生にひろく支給されている。

二 長女柏冊把

111×16×3 6051

二 大豆二升直廿一文使□□

6091

最上部の墨書は○印か。大豆一升の直が一一文であるのは、正倉院文書によって検すると、天平宝字七年三月から同八年三月までの間にあたる。天平二〇年五文（『大日本書紀』一八四頁）、天平宝字七年三月八文（『同』一六三頁）、同八年三月一八文（『同』一六九頁）、同年二月二〇文（『同』一六五頁）。

二 宰 宰 □

6091

毛 故

6091

六 □老

6091

元 大天平寶字六□

6091

第一字「大」は尊称の意か。年号に「大」を冠するのはあまり例をみない。上・右は原形をとどめる。

三 〓 □ 廿六日□

6091

三 山背國□

6091

SE三一 井戸出土木簡

四

政 津守貞成
□□□□□□
(足歳カ)

御匣殿七人

(197)×18×3 6019

文意未詳。津守貞成は『津守系図』に見え、父は和丸。和丸は『住吉大社神代記』の延暦八年八月の署判者の一人津守宿祢和麻呂と同一人物か。子の貞成の活躍時期は九世紀初頭であり、この木簡の年代は平城上皇當時のものと推定できる。御匣殿は内裏貞観殿の別称。「七人」は後宮縫司に属する女孺で、貞観殿につめていた者をいうか。『平城宮報告IV』一九頁参照。下欠。

SK 八二〇土壙出土木簡

三 〇 檢校藁貳伯陸拾伍圍又乱六束

・ 〇 〔中務〕少丞池田足繼

351 × 41 × 6 6011

中務少丞池田足繼が藁を検校したことを示すもの。藁は賦役令に「凡供京藁藍雜用之屬、毎年民部預於畿内・畿量科下」とあり、この条に関する古記などの説は、京で必要とされる藁・藍・染草・繩・瓠・柏・槽・机・籠・置簀などが畿内百姓の雑徭によってまかなわれるものであるとしている。中務省が藁を必要とした事情は明らかではないが、『延喜式』によると、藁の用途は染色、造瓦、造紙等のための材料及び繩、薦等の藁製品、或いは壁塗料など多方面にわたっており、例えば中務省被管の図書寮、縫殿寮でとくに藁の需要があったことが想定される。因みに藁の計量単位は、『正倉院文書』や『延喜式』にも「束」とあり、「駄一匹可負員廿圍」^{〔大日古一五、一六八頁〕}、「藁五十圍……載一兩分之二」^{〔延喜式木工式〕}とあるから大凡の量は推定できる。尚この木簡に「又乱六束」とあり一束＝一〇束であろう。池田足繼は『続日本紀』にみえる池田朝臣足繼と同一人であろう。足繼は天平

宝字元年五月從五位下に叙せられ、同年六月左衛士佐、同三年一月下総介、同五年一〇月豊後守、同七年四月左少弁に任ぜられている。この木簡の推定される年紀は天平末であるから相当官位で從六位上である中務少丞は彼にとってふさわしいものである。

民部省 進薪壹伯荷

〔右依ッ〕
□□□□

(346) × (38) × 6 6019

上部が原状をとどめるのみ。原形はかなりの大きさであって、欠失部分に民部省が薪を進上した事由を記したものが。薪進上については御薪（ミカマキ）が想起される。雑令によれば、正月一五日、文武官人諸王は官位に依じ（二位一〇担、以下初位二担、無位一担）宮内省に、帳内資人は本主に、中宮、東宮舎人は各々本職本坊に薪を納める定めであった。薪は『積日本紀』に「ミカマキ」と訓まれ、御竈で焼く木の意。『延喜主殿式』には年中所用御薪として湯殿料一八〇荷、御匣殿御洗料七二荷、御沫料一八〇荷、御脚水料二四〇荷、御炊料七〇八荷、儲料二〇〇荷、御贄殿五荷が計上されている。尚、正月一五日には御薪札（各人の進むべき薪の数を記したものを）を提出する進御薪儀が行なわれた（『延喜大政官式』〔内裏儀式〕）。薪の計量単位である荷はさきの雑令に「長七尺以廿株為一担」とある担と同じであろう。



(136) × 13 × 5 6019

罌 大膳職



(176) × (24) × 10 6019

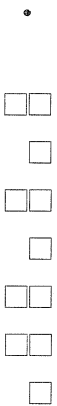
罌 内膳司請年料薦卅二枚薦卅二枚

189 × 24 × 3 6011

内膳司の年料薦請求文書。全文を墨線にて抹消。文中「薦卅二枚」が重複している(薦は異体字使用)。『延喜内膳式』には内膳司の年料の薦として「薦十六枚八枚張大炊殿上料八枚翳御膳所料」があげられている。

罌 圖書寮解

矢田(部)



218 × (11) × 6 6019

第一字は図の異体字。下は「矢田□」の一部を除き文字が削りとられている。裏面は材を横にして書いたもの(三六以下参照)。三・二八に西宮の兵衛として矢田部姓がみえる。上端のみ原形。

罌 主菓餅



121 × (63) × 6 6019

主菓餅は宮内省大膳職に属する官職名。「主菓餅二人掌菓子造雜餅等(職員)」とある。相当官位は正七位下。左欠。朽損著し。

五〇 大膳職

90 × (17) × 5 6019

五二 園池司

(85) × (8) × 3 6019

五三 □□木工寮□□

6091

五四 官内省^{〔宮_ノ〕}

6091

五五 府召 牟儀猪養 右可問給依事在召宜知

・ 狀不過日時參向府庭若遲緩科必罪

翼^{大志} 少志^{四月七日付縣若虫}

282 × 28 × 5 6011

兵衛府召喚狀。表裏ともやや朽損。文末割書の官職名である「翼大志少志」は、大宝令制の兵衛府の次官主典であり(長官―率、次官―翼、判官―大直・少直、主典―大志・少志)、「府」は兵衛府をさす(滝川政次郎『律令の研究』、四四三―四四七頁)。

「某司(某所)召」ではじまる文書(『大日本書紀』二六〇・二九二、二一三五五、二一三二四七九など)形式は正倉院文書や木簡に散見する。漢文体のくずれがみられ、「右」以下は「問給う可き事在るに依り召す」と読むか。文末割書の「翼大志少志」は連署の省略形。「付縣若虫」はこの文書の伝達者を示す。大宝二年御野国戸籍にみえる「縣造若虫」(六才)と或は同一人か(総説参照)。牟儀猪養は兵衛か。

蓋

〔召カ〕
〔部カ〕

召 錦部岡万呂 承知此狀急々寮庭參向

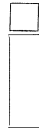
怠々莫

・頭 助 大屬 少屬 潤九月十四日付廣足

239×(34)×5 6011

右側辺が割れ、表下方の主文一行分を欠いているらしい。最初にまず召喚すべき者の氏名を中央部に書き、その下に割書で三行（推定）に主文を記し、裏にはこの文書の発行人である某寮の長官次官主典の官職名のみを略記し、日付とこの文書の伝達者を記す書き方である。表上方右辺に僅かに墨痕が認められるが第一字は「召」、第三字は「部」とも推定され或いは「召錦部岡万呂」の文を右横に習書したものと考えられる。年紀はないが天平末年のものと推定され（総説参照）、閏九月とあるから天平一八年としてよい。錦部岡万呂を急ぎ寮庭に召喚した文書である。「急々」、「怠々莫」などの踊字「々」の使用が見られる。錦部岡万呂は兵衛か。九一・九二・九三・101（西宮兵衛関係）などに錦部の姓がみえる。

裏
・符三野部石嶋等



右爲打 勅旨紙召宜知此狀以



・莫爲怠遲符到奉行

大屬錦部連眞道



179 × (32) × 6 6011

表裏共に左右両辺各半分分を欠き、もとは三行か。表はかなり荒れているが、赤外線写真では積文のごとく判読できる。「符」という公式様の文書形式をとる(総説二三頁参照)。某寮が勅旨紙を打つために三野部石嶋等を召喚したものである。「勅旨紙」は管見の限りで他に類例がみえず、その意味はなお明らかでないが、勅旨を記すための紙或いは勅旨にもとづいて必要となった紙とかの意であろう。後者の例としては勅旨大般若紙打料(大日古五)がある。〃紙を打つ〃ということは、紙を滑らかにするために右で打つことをいう(加藤晴治和紙歴史編)。奈良時代の写経所でもひろく打紙作業が行なわれていたことが知られ、例えば奉写一切経所では装潢生が仕丁・自進・雇夫等をつかって紙を打たせている(大日古六・一三七三、一六)。打紙所(同三十一)、紙打殿(同二六)なる語もみえる。尚この符は紙に関するものであるから図書寮の符であろうか。裏面末尾一行は日付とこの文書の伝達者を示したもののか。三野部石嶋は兵衛か。三・三・六・二〇(西宮兵衛関係)などに三野の姓がみえる。

五 八月廿八日進紺糸二斤六兩一分□□□附薬□

・正六位上行正勳十二等山口伊美吉 天平十三年

(219) × (15) × 3 6019

表に主文である紺糸を進めた月日、数量を書き、裏に紺糸を進めた官司の長官（「正」）の署名および年紀を記す。この官司は紺糸を作製するところに限定し得るとすれば、織部司（大藏被管）或いは内寮司（宮内被管）であろう。

山口伊美吉（忌寸）は次のような史料にみえる山口忌寸佐美（沙弥）麻呂か。天平勝宝五年正六位上紫微中台大疏兼近江大掾（『大日本古』二二、一四四九頁）、同七歳紫微中台少忠（同二三、一五五頁）、天平宝字二年八月外従五位下↓従五位下、同五年一月甲斐守、神護景雲三年一〇月復本位従五位下、宝亀元年三月会賀市司、同三年四月木工助、同年十一月備後介（以上『統紀』）。上と左は原形をとどめるか。図版配列は表裏逆。

五 付火長大日部勝麻呂

・ 廿九日

(174) × (20) × 6 6019

火長は『延喜内藏式・左右近衛式・左右衛門式』等に見えるが特に軍防令には、「兵士十人為一火」とあり、また『左右近衛式』では同府所管の賀興丁一〇人の長として火長がいる。したがって火長は衛士・仕丁・兵衛などの一〇人の単位集団の長を示すが、西宮兵衛に関する木簡を併せ考えると、兵衛の火長である可能性は強い。上部欠。

五 右四人財

・ □ 願爲爲 □

(80) × 20 × 1 6081

三 □ 右兵

51 × 40 × 5 6019

三 ・ □ 位下財掠人安万呂

□ 行夜使仍注狀故移

・ □ 少志樽原造總麻呂

(117) × 30 × 2 6019

某府移。署判者は少志であり、發給官司は衛門府・左右兵衛府・左右衛士府のいずれかである。財掠人安万呂(因みに財掠人は初見の複姓氏)を某月某日の宮内のある地区の行夜使として派遣し、行夜使の身分証明として同人に給付したものが。行夜(ヨマハリ)は宮衛令開閉門条に諸衛(兵衛府・衛士府・衛門府)があたり、『延喜式』の詳細な規定によると、内裏は官人一人近衛一人、大藏は近衛二人、内藏は近衛一人、八省院と豊樂院は門部一人が行夜にあたり、兵衛もまた各々に一人乃至二人配されている。上部は切りこみをいれて折り、欠損している。

三 □ ^{〔右カ〕}兵衛府 □

・ □ 孝 □ □ □ □ □

(119) × (14) × 6 6081

叁

^{〔數カ〕}
 給 ^{〔入カ〕}
 宜故牒

(88) × (7) × 2 6081

肆

申應直 ^{〔臺他〕}
 ^{〔如件具狀謹牒カ〕}

(109) × (9) × 4 6081

(125) × (7) × 2 6081

伍

謹請處 ^{〔分カ〕}
 謹 ^{〔白カ〕}

(138) × (64) × 2 6081

六

衛府

(235) × (19) × 4 6081

六

^{〔道カ〕}
 守臣老玉梓 ^{〔君來〕}

(255) × (21) × 8 6081

「玉梓」以下は削りとられ、約三字分の墨痕がのこる。玉梓は玉の飾りのある梓、或いは「ほこ」の美称、また道・里にかかる枕詞。「玉梓」以下は左に寄り、もと二行の割書か。「君来」などの残文と併せ考えると

「玉梓」以下は歌の後半部ではなからうか。道守臣老は兵衛か。五に北炬兵衛として道守姓がみえる。

充 謹諭人成

(206) × (15) × 3 6081

ま 申請月借錢事

[依録狀謹解] [證人大件]

(205) × (9) × 3 6081

月借錢請求文書。申請者は不明だが、貸与者は、解の形式(上申文書)だから、官司である。正倉院文書に、宝龜三年から六年にかけて、写一切経所の月借錢請求書が九七通以上残存する。書式は、月借錢請求額・返済期限・質物の品名数量・請求月日・請求者名・保証者名があり、次に貸与責任者・貸与返済月日が追筆されている。月借錢の借用期限は通常は一〜三カ月で、五カ月のものもある。給料(布施)で返済を約束したものが多い。利子は月毎に単利で一割三分ないし一割五分、年によって変化がある。その他仕丁の月借錢もある(大日五十四頁)。なお証人の大伴は兵衛か。後出五・六・二〇〇の西宮守衛の兵衛姓に大伴がみえる。四四欠。

七 成 成

月十七日替成成

重重重重重重重

□ 幸 幸 幸 幸

(149) × (31) × 5 6081

表上方左寄りの「月十七日替」が本文の一部か。他は習書。上下左右ともに欠。裏面図版上下逆。

三 右以今□^{〔月カ〕}□

6091

三 ム郡司□^{〔解カ〕}□

6091

墨色は薄いのが、左辺に濃い墨色の二画が重複している。「ム」は「某」に通じ、郡司の「解」の書式を記した
もの。

齒 □^{〔ム國カ〕}□ 司 移 □^{〔ム國カ〕}□

6091

「移」の書式を示したもの。

三 □^{〔衛カ〕}□ 府 移 出 雲 國 司

6091

某衛府（中衛府・兵衛府）から出雲国司に出された移文の首部。或いは三・齒と同じく書式を示すためのものか。

三 九月十四日造□^{〔宮カ〕}□

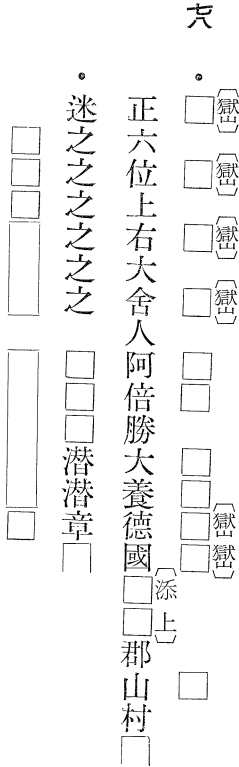
6091

七 松原草除充夫十七人 領中衛一人

天平十八年十月十七日

327×44×4 6011

松原の草除に夫一七人を充て、中衛一人がその統領にあたることを記したもの。『続日本紀』には、天平元年三月以降曲水、騎射の宴などに使用される松林、松林宮、松林苑、北松林などがみえる。「松原」はこれにあたるか。因みに松林に関する記事は天平一七年五月の平城遷都直後に「天皇親臨松林倉廩賜陪從人等穀」とみえる記事が最後である。神龜三年以降しばしば宴に使用された南苑（南樹苑）も同様天平一九年以降にはたえてしまうことと併せ考えると、遷都後の宮内改造でこれらの苑が消滅したと推定される。左中央の一部分を欠き、土庄で歪んでいる。



(328) × (23) × 4 6081

「正六位上右大舍人阿倍勝」以下の一行の他は習書。以下の地名は阿倍勝の本貫地。勝が姓か人名か決し難いが、姓ならば阿倍勝の例はない。「大養德國」は天平九年一二月丙寅から同一九年三月辛卯間の大和国の表記

法。山村は郷名。上端のみ原形。

克

津玖余々美字我礼□□□□□

故 諛 □^解 由 由我 礼 由由 男

謹解 川口關務所 本土返遷夫人 伊勢國

□ 夫人 男□

故漢□解解解務都本善礼我還事事

□^尊 白大郎尊者□下借錢請□右取□□

□^皇 皇 皇 皇 皇 皇 皇

未未未未未

皇皇皇皇皇皇皇皇讚讚讚讚讚讚

鴈鴈鴈鴈鴈鴈鴈寒鴈鴈鴈鴈鴈□□

未 未未未

遠量疏疏應未未反反其勞結結鄙鄙苞

未未未未未

書書書書書 未之

(349) × (64) × 8 6019

「謹解 川口関務所云々」の記入のあるものに、その後数度にわたり表裏に習書などを書き加えたもの。「謹解 川口関務所」以下の一行は未完だが、伊勢国の川口関務所に宛て、その関を越えて東へ還る夫人(諸国徴発の百姓||人夫の意か)のことを記したもので、過所か。川口関は三重県一志郡旧川口村と推定され、大和から桜井、名張を経て伊勢に通ずる重要交通路の関所。『統日本紀』天平一二年一月乙酉に伊勢国菟志郡河口頓宮を関宮といった記事がある(直木孝次郎「大和と伊勢の古代交通路」高見越(えについで)、『大和文化研究』第九巻第七号)。「白大郎云々」は借錢請求の書式。借錢という言葉は奈良時代では、1利子の記載のない契約文書からなる借貸錢(大目古四、二六二頁)、2月借錢の略記(同六十三三三)、3官司が物品調達用に上級官司から一時借用するもの(同九五頁)などの場合に使用されている。「津玖余々美宇我礼」は「月夜好み浮かれ」の意。上端のみ原形をのこす。

△

解息事右

者蒙澤

延年如常

等師

〔状カ〕 〔恩〕 〔仰カ〕
 謹啓今願所者 彼郡大領所令仕
 奉止謹解 (548) × (21) × 5 6017

個人の啓状か。解文の形式をとっている。「蒙恩澤」「延年如常」などの文言は、啓状の慣用語、裏面「今願所者」以下が割書されているのは余白の關係によるものであろう。「仰彼郡大領所合仕奉」とある記事が注意されるが、全体の文意は判読し難い文字が多く明らかでない。薄く削りとられた部分が多く、下半部には細字で、「能・自・還・戴」などの習書がある。上・下は原形か。図録の配列は左右逆。

△
〔初位上檜前舍人倭麻呂謹解申請〕



6091

檜前舍人倭麻呂の提出した請求文書。檜前舍人姓は東国に分布し、武藏国那珂郡の防人〔万葉集〕、上総国海上郡の檜前舍人直建麻呂〔統日本紀天平神護元年正月己亥他〕、遠江国城飼郡の主帳の檜前舍人部諸国〔同宝龜二年三月辛酉〕がいる。なおこの檜前舍人は兵衛か。後出△の西宮東二門守衛の兵衛に檜前姓がみえる。

△



〔廿二日依相見采女宣〕

6091

相見采女は出身郡名による采女の特定個人の表記法。相見は伯耆国相見郡〔大日本古四十二八頁〕、延喜兵部式〔延喜兵部式〕で、『和名抄』『延喜兵部式』では会见(アフミ)とする。△・△・△は同類か。

三

^{〔婦カ〕}宣
 ^{〔田部カ〕}


6091

四

命婦宣進黃

6091

五

如件

6091

六

^{〔部カ〕}
 下ム位姓名

6091

文書の書式を記したものを。署名の部分であらうか。

七

從六位上 ^{〔行カ〕}

6091

八

位上 ^{〔定カ〕}

6091

九

日從七位上 ^{〔行少録カ〕}

(70) × (7) × 5 6081

十

^{〔依八〕}
 上采女

6081

十一

・北炬兵衛
石前 儀
 錦部 宗我
 道守 八戸
 河内 枝井
 養徳 田部

・若麻
尾張 合十二人

250×31×4 6011

北炬門に上番する兵衛名を列記したものと、北炬門は^三の解説参照。ここに北炬兵衛とあることにより、一連の西宮の門ごとに人名をつらねた木簡はそれぞれの門の守衛にあたる兵衛に関する日々の記録であることが判明する。これらは、^三・^{二〇}などの記事によると、兵衛の上番日の食料を請求するためのものでもある。これら兵衛木簡にはいずれも年紀はないが、他と同じく天平末年のものと推定される。人名中、「八戸」は八戸、「枝井」は榎井・朴井か。^九・^{一三}・^{一四}については総説西宮兵衛伝票の項(二五頁以下)参照。

^三 西宮東一門室 右七人

・二 檜前(錦部)漆部 合六人
三野 土師 尾張

206×28×3 6011

表に「右七人」とあるが、書き出されている人名は六人。裏の「二」は西宮東一門の意。三野の「三」の第三画は追筆。人名に付した合点は^三の例では下番の意。

^三 北炬門

218×(35)×2 6019

「北炬門」以下の空白部分には西宮兵衛木簡から推して兵衛の名前が記されるべきものか。「北炬門」は篝火を焚く西宮の北門の意。従って^九の「北炬兵衛」は北門の夜間禁衛にあたる兵衛を意味する。西宮兵衛木簡で南門や東門で炬を焚くことを示すものがないから、西宮では北門が夜間開いていた唯一の門になる。令文は日

没諸門を閉じたあとも、「不在_二閉限_一」、「至夜燃_二火_一」す門を理門と称しているが(宮衛)、「臨時定_二便門人出入者_一」名云_二理門_一「昼夜開檢_二人出入_一」(宮衛令集解開門条令積)というものであった。そして内門・中門・外門(宮城門)各々に理門がある(宮衛令集解理門条古記)。北炬門は西宮の北門であるから内裏の内門の理門である。左欠か。

𠄎 飯請 田口牛甘 河内五百足 合二人

234×14×5 6011

西宮兵衛の食料(飯)請求文書。田口牛甘は𠄎・一〇三にみえ、さらに正倉院文書の官人歴名帳(『大日古』編者は天平宝字五年に類取、一五―一三)中の伊勢少掾田口牛甘、『続日本紀』天平宝字八年九月丙午条に正六位上から従五位下に昇進している田口朝臣牛養と同一人物か。この推定が成立すれば兵衛の官人社会進出を示す貴重な例になる。河内五百足は𠄎の河内と同一人物であろう。

𠄎 西宮南門

日下部 鴨
茨田下 角奈林
茨田 合五人

113×31×3 6011

南門と角門(脇門)か。角が角門であることは𠄎より明らか)守衛の兵衛計五人を書きあげている。「茨田下」なる記載は上番を予定されていた兵衛の茨田が何らかの事情で下番となったものか。

𠄎 西宮二門

番長 田口牛甘
安曇鳥 大原大魚

● 上廣足
 (民金万呂) 合六人

134×21×3 6011

門名が単に「三門」とのみあり方位がないこと、兵衛の人名標記が姓だけでなく名も示していること、一〇〇人単位の兵衛集団を統率する番長がみえること、以上は他の西宮兵衛木簡と記法が異なる。「三門」は他から推して東の第三門の意か。田口牛甘は西解説参照。上広足は、宝亀五年の正倉院文書(『大正古』三二四五二)にみえるが、同一人かは不明。

● 西宮東一門 川上 大伴
 合四人



119×(12)×2 6019

「朝夕料」は兵衛に支給されるべき食料(常食)(総説三二頁参照)。因みに兵衛の生活資は、大炊寮・大膳職から支給される諸司食料(職員令)、出身郡からの養物(『続日本紀』天平元年四月庚午)でまかなわれた。『延喜大炊式』には兵衛一五〇人分の食料が支給されることになっている。左・右欠。

● 西宮東一門 川上 錦部
 大伴 合四人

・二門三野 綾奈林 合四人

146×22×3 6011

・西宮南門春部 大野 角門達沙 丹比部 合六人

・此无塩如何不可須如常

(191)×31×5 6019

表裏別筆。南門と角門は塗にもみえる。裏の文は、後欠か。表書により支給された食料について、塩の支給がないことを難ずる気持を後で書き記したもののか。上・下欠。

100 ・東三門額田 漆部 神 北門日下部 北府服 大伴

・合十人 五月九日食司日下部太万呂狀

187×22×2 6011

兵衛一〇人の食料請求文書。「食司」はここでは兵衛の食料事務担当者(総説三一・三二頁参照)。

101 西宮東一門川上 茨田 東二奈林 右三人

168×17×2 6011

101 東三門額田 錦部 丹比部

(126)×(17)×3 6019

103 請御食 川内五百足 田口牛甘

・ 「食納飯」 升六 依各食納飯

150×17×3 6011

西宮兵衛の食料(飯)請求文書。表裏の文字は逆方向。末尾の「食納飯」は後筆か。川内五百足、田口牛甘二人の食料請求については西参照。

104 嶋〔万呂カ〕 川上足梓

・ 上廣足

158×(11)×4 6019

「川上足梓」は三にも見える。左・右欠。朽損著し。

105 西宮東一門〔茨田〕 合四人

・ 東二門〔綾カ〕 合四人

197×(11)×2 6019

106 西宮南門 君子

(136)×(10)×7 6081

107 西宮南門 春米

(121)×(8)×2 6081

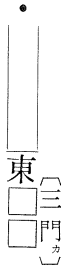
一〇



(119) × (14) × 2 6019

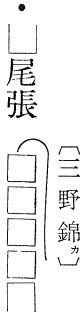
表面を削り、文字は一部にのみ残る。下・右欠。

一〇



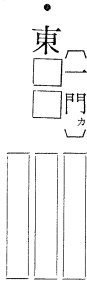
(101) × (12) × 2 6081

二〇



(79) × (8) × 2 6081

三〇

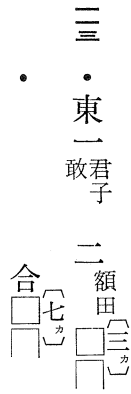


189 × 26 × 2 6011

表裏面ともに削りとられ、一部に墨痕をとどめるのみ。西宮兵衛に関するもの。



(90) × 31 × 1 6081



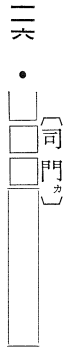
(110) × 33 × 3 6019



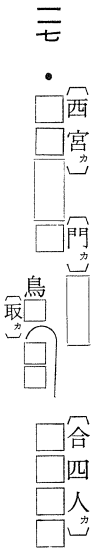
6091

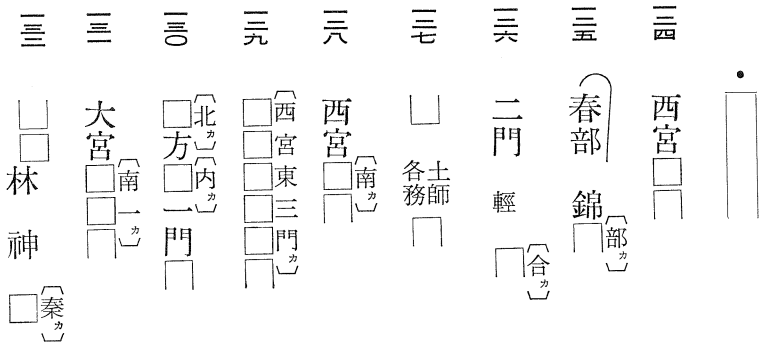


6091



(131) × 22 × (3) 6091





(55) × (7) × 1 6081

6091

6091

6091

6091

6091

(71) × (6) × 3 6081

6091

6091

6091

• □ 爵 □ 祿盡加 □ □ □ □ □ □

(137) × (15) × 7 6081

二〇 奈良王 管原王^{〔菅カ〕} 玉手王

(253) × (20) × 6 6019

王名を列記。「奈良王」は長親王の子〔本朝皇胤 紹運録〕で天平二二年正月、無位から従四位下に叙〔本紀〕。「管(菅カ)原王」「玉手王」は未詳。二〇・二一と関連するか。

二一 川勢王

(198) × (24) × (5) 6019

二二 □ 原王

(100) × (6) × 5 6081

二三 金守部淨人 金守部小君

金守 □ □^{〔部カ〕} □ □

(227) × (13) × 3 6081

二四 □ □ □ □ 茨田

(155) × (11) × 2 6081

二五 □ 秦古万呂

(45) × (15) × 1 6081

二六 養徳

62 × 19 × 3 6021

兵衛の姓か。九参照。

一罌 □ 上勝部豊嶋

(68) × (11) × 2 6081

一罌 □ 膳廣麻呂 □

(113) × (11) × 1 6081

一罌 □ □ □ 〔連方〕 麻呂

6091

一罌 □ 大伴

□ □

(111) × (9) × 2 6081

一罌 刑部 □ □ □ □

(99) × (7) × 3 6081

一罌 □ 小足 □

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □

(78) × (12) × 1 6081

一罌 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 〔書方〕

6091

一罌 □ 茨田

•
□
□
□
□

一五

田口□

6091

一四

□丹波

6091

一三

車持□

6091

一二

□麻呂□

6091

一一

□^{〔麻カ〕}
□^{〔麻カ〕}
□呂

6091

一〇

□矢田□

6091

〇九

六人□^{〔部カ〕}
□

6091

〇八

□^{〔牟〕}
□妻大夫

6091

〇七

□麻□呂□

6091

(45) × (9) × 2 6081

一六



子刀自
虫



(266) × (51) × 10 6081

一七〇

女春日村

女
飽浪村

(171) × (8) × 2 6081

天平勝宝二年東大寺に進上した官奴婢の中に春日村常奴婢四人、飽浪村常奴婢九人の名がみえる〔寶業遺文〕。
春日村は大和国添上郡、飽波村は大和国平群郡にあり。『統日本紀』にみえる春日離宮、飽波宮（聖徳太子が薨じ
たといわれる飽波葦墻宮も同じか〔大安寺流〕）の所在地。両村の常奴婢は、この離宮の雑役に従事したものと、いわれ、
この木簡の某女も兩離宮の婢か。四辺原形をとどめず。

一七一 大津女

(168) × (15) × 8 6081

一七二 春日女

6091

一七三 眞濱女

6091

一七四 「味」 「味」

天平十八年九月四日交易紙百〔廿張〕 「實實」 「都」

田〔正〕之〔比〕比等々〔廿張〕流刀毛意夜志己々呂會

(344) × (22) × 8 6081

「天平十八年九月四日交易紙百〔廿張〕」の部分が本来の文か。「味」「実」等の習書がある。万葉仮名は「た□

し人ととるともおやし心ぞ」と読める。全体の文意は不明だが、「おやし」は同じの意。「おやし」の用例は「大王の敷きます国は都をもここも於夜自と心には思ふものから」大伴家持越中時代の歌『万葉集』四一五四などがある。左・右欠。図版の配列は左右逆。

一五 進上

枕

天平十八年

266 × (22) × 3 6019

一六

〔土師カ〕女六人米二石七斗人別四斗五升

(273) × (16) × 3 6081

土師女六人への米の支給文書。人別四斗五升の米は天平一七年度の月粮請求文書〔大日古〕(二四六七)にみえる采女・宮人の月粮支給額と同じであり、この米は土師女への月粮か。右辺のみ原形。

一七

八月十九日請古御酒〔三升〕升又廿〔日古〕〔御酒カ〕三升又廿二日古御酒

三升請又廿四日古御酒三升〔請カ〕又廿五日古御酒三升請又廿

〔御酒三升請〕(異筆) 九月〔日古御酒二升〕

300 × 33 × 3 6011

欠損部は多いが、ほぼ原形は判明する。日別の「古御酒」の請求量を記した帳簿風のもの。古酒は天平元年隱岐国正税帳などにみえ、新酒が天平八年撰津国正税帳などからわかるから、酒に新古の別があったらしい。

一六
 ●
 □古酒三升^{〔許〕}
 □心一升許
 □
 □

●
 □
 □
 申留□

(113) × 21 × 4 6019

一五
 □人小豆

(98) × 22 × 3 6081

一四
 ●
 □相盛物四^{〔古〕}
 □

●
 □
 □廿文□

(97) × (18) × 3 6081

「相盛物」は二種以上のものの盛合せの意か。一五にもみえる。

一三
 ●
 □
 □
 □一斗

●
 □月二^{〔日〕}
 □

(92) × (18) × 7 6081

一二
 ●
 □^{〔綿〕}
 □三屯
 □布□

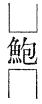
●
 □三人□□

(75) × (14) × 2 6081

一一
 鈴一口

6091

一四



鮭

6091

一五



伊加

6091

「伊加」は「烏賊」(イカ)。

一六



薄

6091

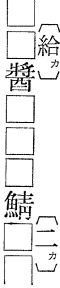
一七



一斗酒一斗

6091

一八



給

醬

鯖

鯖

6091

醬(ヒシホ)はもろみのようなもの。醬鮓(延喜主)のごとく魚を醬漬にしたものか。

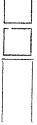
一九



長薄

6091

二〇



栗前



6091

一五 □ 一斗 相盛物二古入器 甍二口

6091

一四 □ 進一 〔段カ〕〔進上カ〕〔廣カ〕

□ 朝夷 □ 進上道子

6091

一三 九月卅 □

□ □ □ 〔稻カ〕

(249) × (38) × 8 6081

一四 □ □

莒 □ □ □ 眞依

197 × 36 × 5 6011

一五 □ □ □ 〔敷御カ〕



(166) × (16) × 6 6081

一六 飯五斗 塩一百顆 用物 眞濱女 板野

(129) × 18 × 4 6081

「板野」は阿波国板野郡出身の采女の板野命婦のこと。正倉院文書に散見し、天平勝宝四年八月に出家〔大正二五頁〕。天平一七年正月外従五位下に叙せられた粟凡直若子は同一人か〔本紀續日〕。飯・塩を板野命婦の下にある真

浜女に支給したことを示すものか。上・下欠。

一七 五斗

□ □ □ □

(80) × (29) × 2 6081

一六

布冊四〔端カ〕

糸五斤十二兩

(104) × (46) × 3 6081

一五

□〔月廿カ〕 □〔給カ〕 □〔袍カ〕
□ □ □ □ 四日 出黄

(114) × (22) × 5 6081

「黄袍」は衣服令制服条によると無位の着するもの。右辺のみ原形。

二〇〇

・ 二薺染 御被一〔以カ〕 進淺田 □ □ □ □

・ 十六日敷御被三 御 □ □ □ □

(207) × (15) × 5 6081

「薺染(えび)」染は衣服令服色条によると薄い紫染。最初の「二」はその点数を示し、内訳として「御被(覆

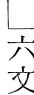
衣」一点があり、浅田某がこれを進上したことを記したのか。裏面も同様な内容か。「十六日」とあるが、

三〇には「十七日」「十八日」とあり内容上も関連資料である。上端のみ原形。

二〇一  十七日  三  十八日  〔練御被カ〕 〔椽大御服カ〕 (196) × (11) × 4 6081

「椽(つるばみ)」は紺墨色染。上・左欠。

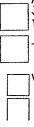
二〇二  東別四文  (177) × (10) × 2 6081

二〇三  六文 各廿六文充 黒葛直六十文 (161) × (6) × 2 6081

二〇四 ・ 豆支支女 人給

•  (152) × (8) × 5 6081

「豆支支女」(てつきめ)は手舂女で、白をつく仕事に従事した女か。その人給料の支給に関係するもの。

二〇五  〔波古カ〕 二口  (51) × (15) × 2 6030

右上は付札の切りこみ部が欠損したもので、物品付札に属するものか。三九に同文あり。下・左欠。

二〇六 合伍〔斛カ〕

(62) × (6) × 6 6081

二〇七 薪廿斤

(68) × (11) × 2 6081

二〇八 並四合

(71) × (13) × 3 6081

二〇九 二口波古六十文各一口

85 × (12) × 2 6032

二一〇 錦部小濱給綿

・十屯〔異筆〕潤〔之カ〕右

109 × 17 × 4 6011

錦部姓は西宮兵衛木簡にもみえる(二)・ホ・六・一〇三・二〇・二三。綿の支給記録。「潤」以下は異筆。

二一一 黄御戸帷一合

布〔帷カ〕五合〔之カ〕中四布〔之カ〕布

(442) × (27) × 5 6019

「黄御戸帷」は斗帳。御斗帳は『延喜内匠式』によると、高八尺一寸、方一丈二尺二寸とある。「御」の字を冠し、天皇・皇后等の使用に供するものか。「布帷」は「カタビラ」。尚「帷帳」の事は主殿寮が掌る(職員令)。縦に割って、燃したらしく、下端が焼け損じている。

二三 蕪七十二口 大廿口直錢百六十文各充八文
小五十二口直錢百五十六文各充三文

・合參伯壹拾陸文

234×46×10 6011

「瓢(ヒサゴ)」は異体字使用。官司が瓢を購入した際の記録か。

二三 皆流甘古小大三古

219×42×2 6011

三四 畫料繼米徑一寸二分

(異筆) 大□大□

・角長一寸五分 厚八分 繼〔所カ〕太二寸六分

・大長八寸六分 中徑五寸六分 惠利徑三寸二分 廣徑一寸三分二朱

・大(異筆) 大 174×10×9 6011

四面に墨書。第一面の下半と第四面「大」の習書のほかは、製作者の覚えとして寸法を記したものが。

三五 □四斗四升

199×(7)×2 6081

三六 右□六斗

(135)×(9)×9 6081

三〇四	忍海	□			6091
三〇三	被	□ □ □ □ □ □			
三〇二	綿給	□ □ □ □ □ □			
三〇一	給	□ □ □ □ □ □			
二九〇	十	□ □ □ □ □ □			
二八九	物	□ □ □ □ □ □			
二八八	美	□ □ □ □ □ □			
二八七	麥田	□ □ □ □ □ □			
二八六	端	□ □ □ □ □ □			

(12) × (147) × 5 6081

文 積

二五七 井

6091

二五八 新

6091

二六一 調

6091

二六〇 綿

6091

二六四 新

6091

二六五 東

6091

二六六 位

6091

二六九 匹

6091

二七一 六

6091

二七二 濃

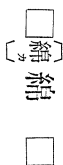
6091

二四



6091

二五



6091

二六



6091

二七

・筑前國怡土郡調綿壹伯屯 四兩 養老七年

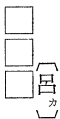
室山

235×25×6 6031

三〇までの調綿荷札の裏の人名、たとえばこの「室山」はその収納責任者か。

二八

・肥後國益城郡調綿壹伯屯 四兩 養老七年



223×35×3 6031

二九

・豊前國宇佐郡調黒綿壹伯屯 四兩 屯 神龜四年

254×27×5 6031

三〇

・^{〔肥カ〕}前國神埼   綿壹伯屯 四兩 神龜二年



227×29×3 6031

二七 豊前國仲津郡調短綿壹伯屯 四兩
天平三年

(185) × 30 × 5 6031

「短綿」は未詳。『延喜大藏式』賜客例条(九条家本)には「長綿」がみえる。

二八 豊前國下毛郡調綿壹伯屯 四兩
養老

□人 〔一ツ〕

(171) × 27 × 3 6039

二九 郡調綿壹伯屯 四兩
養老

・ 足嶋 二

(136) × 30 × 5 6081

地名・品名を欠いても、木質から西海道調綿荷札と推定できるもの多し。

三〇 肥前國□

(47) × 25 × 3 6039

三一 □ 四兩
養老

(45) × 24 × 4 6081

三二 □ 〔御カ〕(筑後)
井郡調綿壹伯屯 〔四ツ〕
養老七年

□万 〔呂カ〕
四

(147) × 29 × 5 6039

三三 肥前國神埼郡調綿壹伯屯 ^神龜二年

223 × 33 × 8 6031

三四 肥前國 ^{藤津}郡調綿壹伯屯 ^{四兩}養老二年

216 × 31 × 5 6031

片麻呂

三五 ^{肥前國} ^藤津郡調綿 ^{四兩}

(156) × 27 × 5 6039

惠二

三六 豐後國大分郡調綿壹伯屯

(124) × 24 × 5 6081

三七 調綿壹 ^信

(43) × 24 × 5 6081

三八 肥後國恰志郡調綿壹伯屯 ^{四兩}養老七年

得足

243 × 30 × 7 6031

三九 肥後國葦北郡正調綿□

(137) × 25 × 8 6081

正調は調副物(成年男子が調のほか調にそえて出す税)に対するもので、調そのものをさす。

三〇〇 肥後國飽田郡調綿壹伯屯 天平三年主政大初位下勳十二等建部君馬□_{〔都カ〕}

368 × 37 × 10 6031

他の調綿札とは異なり、国郡・調綿数量・年紀・収納責任者(郡司)を表に一行に書く。建部姓は筑前・豊前・薩摩など西海道にも広く分布し、肥後国飽田郡の豪族建部公(君)はのちの史料ではあるが、大藏卿の家令・大領とみえ(『統日本後紀』承和一年三月丙申、)、瑜伽師地論卷三八を奉写した「飽田郡建部公虫麻呂」(『靈業遺文』下、)、大般若経卷四〇一を写した「建部君足国」(『同下』一六)も一族であろう(井上辰雄『正税帳』の研究を四八二頁)。

三〇一 _{〔肥〕} 後國葦北郡調綿壹伯屯 四兩 養老七年

大 _{〔歳カ〕} □ (182) × 28 × 3 6039

三〇二 肥後國託麻 _{〔郡カ〕} □ 調綿壹伯屯 四兩 養老三年

麻刀 _{〔良カ〕} □ 六 (217) × 26 × 5 6081

三〇 (肥後)〔匏〕
・ 國 田 □ □ 壹伯屯 □ □ 四 □ □
〔養〕

・ 麻呂

(38+64)×33×5 6081

上下欠の二つの断片からなる。木質・巾・厚さ・木目などが一致するので、中間部は欠損しているが、もとの一つの木簡と推定。

三一 備前國赤坂郡周逆郷調鋏十口 天平十七年十月廿日 262×20×4 6031

調鋏については総説四一頁参照。

三二 (備中國賀後郡大井郷)
・ 大井鋏十口

・ 九月十日 53×29×9 6031

三三 (備後)
三上郡信敷郷調鋏十口 237×19×4 6032

三四 備後國三上郡調鋏壹拾口 天平十八年 257×26×5 6031

三五 (備後)
□ □ 國三上郡調鋏 □ □ 6091



336×37×5 6032

三三 備前國兒嶋郡三家郷

- 牛守部小成
- 山守部小廣

197×28×6 6033

三家郷は白猪屯倉の地(欽明紀一。七年七月)。牛守部山守部がみえるのは、律令制時代にも引き続いて、牛の牧や獵野が設けられたことによるのだろう(『新編日本紀』延暦三年一〇月庚午。『三代実録』元慶六年二月二日)。塩二斗については総説四五頁参照。

三三 〔備〕前國兒嶋郡賀茂郷

- 鴨直君麻呂調塩三斗

209×35×8 6033

三三 備前國兒嶋郡賀茂郷

- 三家連乙公調塩一斗

139×19×6 6033

三三 參河國渥美郡

大壁郷海部□万呂
調塩一斗

184×24×9 6031

三三 紀伊國安諦郡幡陀郷戸主秦人小麻呂調塩三斗 天平□

265×25×3 6033

「天平」の下は削りとられる。「安諦」は阿提・阿氏にもつくる。大同元年、平城天皇の諱が「安殿」のため「在田」と改称（『日本後紀』大同元年七月戊戌）。

三六 周防國大嶋郡美敢郷田部小足調塩二斗 天平十七年 227×31×6 6032

「天平十七年」より下は削りとられている。『和名抄』の美敢郷はこの木簡以下の三例によれば、あるいは美敢郷の誤りであろうか。

三七 周防國大嶋郡美敢郷凡海阿耶男御調塩二斗

天平十七年 255×25×5 6033

使用済み木簡を削り、再使用したものらしく、裏面には削り残りかと思える墨痕がある。

三八 周防國大嶋郡美敢郷凡海直薩山御調尻塩 197×18×4 6031

三九 ・ 周防國吉敷郡神埼郷戸主阿曇五百万呂口同部

・ 麻呂進上調塩一斗 天平十七年九月八日 290×21×3 6032

四〇 ・ 讃岐國阿野郡日下部犬万呂三 〔斗カ〕

三三
讚 〔岐國カ〕
□□□□□□□□
郷 〔郡カ〕
□□□□□□□□

(131) × 15 × 2 6039

・ 佐伯部稻奈知調塩 □□□□□□□□

三三
〔玉置カ〕〔郷田〕
□□□□□□□□
井里 御調塩 □□斗
(若狹國遠敷郡)

149 × 31 × 4 6011

三三
上總國安房郡白濱郷戸主日下部床万呂戸白髪部嶋輪調陸斤 參拾條
天平十七年十月
364 × 24 × 4 6031

三三
上總朝夷郡健田郷戸主額田部小君戸口矢作部林調鯨六斤 〔條〕
天平十七年十月
404 × 33 × 4 6051

三三
三九・三四も同一人の貢進(総説四七頁参照)。朝夷郡は養老二年、平群・安房・長狭の三郡と共に上総国から分割され安房国となり、天平一三年兩國は合併し再び上総国に属した。その後天平宝字元年兩國はまた分立。

三三
朝夷郡健田郷戸主額田部小君戸口矢作部林調鯨六斤 卅四條
天平十七年十月
331 × 28 × 3 6011

三三
矢作部林
115 × 25 × 5 6032

三三
・ 駿河國有度郡嘗見 〔郷戸主カ〕〔刀部カ〕
□□□□有□□□忍万呂戸有刀部古万呂調堅魚十一斤十兩



十月

373×31×11 6031

三三 伊豆國賀茂郡三嶋郷戸主占部久須理戸占部廣庭調龜堅魚拾壹斤

・拾兩 員十連三節

天平十八年十月

323×27×5 6011

「十連三節」の「十」には補筆があり、「三」も「二」を加筆訂正。三嶋郷は伊豆諸島か〔吉田東伍『大日』。伊豆の占部は賀茂郡にあった三島神社の祭祀に関係するものであり、さらに沓岐、対馬のそれらとともに龜卜に長じ、選ばれて宮廷の祭祀に出仕した(『職員令集解』神祇官条、『延喜式』)。(井上辰雄『正税帳の研究』三七三頁)。

三四 越前國丹生郡會博郷戸主牟儀都百足戸口同廣足調波奈佐久一〔斗カ〕

天平十七年四月十八日

312×26×4 6031

三五 志摩國英虞郡名錐郷

戸主大伴部國万呂戸口同部得嶋御調
耽羅鯨六斤〔月〕

天平十七年九〔月〕

283×38×4 6032

「耽羅」は現在の済州島。『延喜主計式』では肥後国から耽羅鯨を貢進させているが、このほかに個有の地名を鯨に冠する例に安房・阿波・出雲・隠岐・佐渡・筑紫・長門等がある。

三六



調荒堅魚十一斤十兩十一連

天平十八年九〔月〕

(199)×(23)×3 6039

三六 (若狭國遠敷郡) 玉置驛家三家人黒万呂御調三斗

● 天平四年九月

163×27×5 6011

若狭國遠敷郡に玉置郷があり(『和名』)、ここに駅家があったのであろう。『延喜式』『高山寺本和名抄』はこの郡の駅として濃飯駅(三三〇の野郷と同じ)をあげる。天平勝宝四年玉置郷(五〇戸)は東大寺の封戸として施入されたから、これ以後当郡の駅は野郷に移されたものか(『豊楽遺文』)。なお若狭國の木簡には三家人姓が多い(『本簡概観II』)。駅家に編付された駅戸は徭役を免ぜられたが調は負担した。

三七 若狭國遠敷郡 野郷野里 秦人文屋調三斗

● 九月

179×29×4 6031

貢進物は塩か。「野郷」は『和名抄』に野里郷とあるが、伴信友は「里」は「伊」の誤写とする(『伴信友全集(解)』三、若狭旧事考)。

三八 (讚カ) 岐國山田郡海郷

● 葛木部龍麻呂 (調塩一カ) 斗

182×20×3 6031

三九 (隱岐國役道郡) 道郡都麻郷 (麻呂カ) 調海松 (六斤カ) 天平十七

(169)×23×3 6081

調海松の付札。隱岐国正税帳〔大百古〕〔四五八頁〕に隱地郡を役道郡につくる。上・下欠。

三五〇 □千麻呂調魚堅魚壹〔拾〕□□

(91) × 30 × 3 6081

三五一 □□調〔塩カ〕□□二顆

(87) × 17 × 4 6081

三三三 □□堅魚□□

(84) × 26 × 4 6039

三三三 所□堅〔魚カ〕□□

6091

三三四

□	□
□	□

〔給カ〕□堅魚□□

6091

三三五 堅魚

6091

三五五 ・ 參河國寶飢郡篠束郷中男作物小擬六斤

・ 天平十八年九月廿日

298 × 35 × 6 6032

「小擬」は「小擬菜(イギス)」か〔延喜主〕〔計式上〕。「中男作物」は総説四九頁参照。

三七 越中國羽咋郡中男作物鯖壹伯隻

天平十八年〔別筆〕廣椅
〔大庭〕

290×37×6 6031

羽咋郡は養老二年五月、能登・鳳至・珠州の三郡とともに越前国から割かれて能登国に属す。天平一三年一月から天平宝字元年五月まで、能登国は越中国に併合、以後また能登国に復す〔本絶〕。『延喜主計・内膳式』によると、鯖は能登国から中男作物として貢進され、特に「能登鯖」とよび供御月料にあてられている。

三八 遠江國山名郡進上中男作物堅魚十斤〔十斤〕

(265)×27×3 6039

三九 國長下郡中男進堅〔魚〕

(75)×24×3 6081

四〇 伯耆國汗入郡尺刀郷中男作物腊一斗

161×19×4 6051

天平十七年十月

四一 伊豫國風早郡中男作物舊鯖貳伯隻載籠

161×20×4 6031

四二 郷中〔男作物堅魚〕

天平十七年十月

(105)×(32)×4 6081

三六三 參河國播豆郡析嶋海部供奉六月料御贄佐米楚

(273) × 30 × 4 6039

「析嶋」は現在の愛知県播豆郡の佐久島。以下三六七までは參河国の御贄に関する一連の資料。いずれも天平末年のものと推定される。佐久島、篠島の海部はこれまでの資料にはなかったもの。「御贄楚割」については総説五四頁参照。下欠。

三六四 參河國播豆郡篠嶋海部供奉正月料御贄參籠別六斤並赤魚

348 × 37 × 6 6011

「赤魚」未詳。これと三六五は他の例と異なり「參籠」(一籠＝六斤)の付札。

三六五 參河國播豆郡篠嶋海部供奉七月料御贄參籠並佐米

338 × 31 × 4 6011

三六六 參河國播豆郡篠嶋海部供奉五月料御贄佐米楚割

267 × 26 × 4 6032

三六七 參河國播豆郡篠嶋海部供奉五月料御贄佐米楚割六斤

・參河國播豆郡篠嶋海部供奉五月料御贄佐米楚割六斤

258 × 30 × 7 6032

一面が「篠島海部」、他面が「篠島海」となっており、後に「部」を加えて書き改めたか。

三六八 參河國播豆郡析嶋海部供奉八月料御贄佐米楚割六斤

297 × 25 × 5 6031

三六 □ 參河國播豆郡篠嶋海部供奉五月料佐米楚割六斤

297 × 19 × 3 6031

冒頭の墨痕は書き損じて、播の手偏か。

三七 參河國播豆郡篠嶋海部供奉七月料御贄佐米楚割六斤

284 × 17 × 2 6011

「供奉」以下は異筆か。削って書き改めたらしい。

三七 參河國播豆郡析嶋海部供奉六月料御贄佐米楚割六斤

286 × 17 × 6 6031

三七 參河國播豆郡析嶋海部供奉御贄佐米楚割六斤

250 × 15 × 8 6031

三七 月料御贄佐米楚割六斤

281 × 21 × 4 6032

三七 豆郡析

(287) × 20 × 5 6039

三七 參河國播豆郡析嶋海部供奉月料御贄佐米楚割六斤

253 × 23 × 3 6031

三七 參河國播豆郡篠嶋海部供奉八月料御

(201) × 22 × 7 6019

三〇

□供奉七月料御贄佐米楚割六斤

(192) × 15 × 2 6039

三〇

參河國播豆郡篠鳴海部供奉五□^{〔月料御贄佐〕}

(225) × (11) × 3 6039

三一

□供奉七月料御贄佐米楚割六斤

(222) × (17) × 2 6081

三二

□^{〔奉〕}潤九月料御贄宇波加楚割六斤

(172) × 21 × 5 6039

三三

□鳴海部□^{〔供奉〕}贄佐□^{〔米〕}

(174) × 15 × 3 6081

三四

參河國播豆郡析鳴海部供奉□

(165) × (15) × 7 6039

三五

□播豆郡篠鳴海部供奉五月□^{〔料〕}

(160) × 20 × 3 6081

三六

□^{〔海〕}部供奉□^{〔五月〕}

6091

三七

參河國播豆□

(66) × (5) × 4 6081

三八

參河國播豆郡篠□

(85) × 20 × 3 6039

三六 〔國播〕 嶋海部供奉六

(122) × 13 × 3 6081

三七 參河國播豆郡篠嶋海部供

(129) × 16 × 4 6039

三八 備前國水母別貢 御贄貳斗

• 天平十八年九月廿五日

144 × 28 × 6 6032

『延喜宮内式』に諸国例貢御贄として、備前國の水母(クラゲ)をあげる。

三九 若狹國遠敷郡

青里御贄
多比鮮壹壺

• 秦人大山

130 × 26 × 5 6031

「多比鮮」は鯛すし。単位を表わす「壺」は土器か。

四〇 下總國海上郡酢水浦若海藻 御贄太伍斤中

202 × 25 × 6 6032

「五斤」の上の「太」は大斤の意。「中」は品質の等級か。

四一 長門國豊浦郡都濃嶋所出釋海藻 天平十八年三月廿九日

273 × 36 × 7 6031

「穉海藻」はワカメ。

四〇三 常陸國那賀郡須□埼所生若海藻

221×23×3 6031

四〇四 阿波國進上御贄若海藻壹籠 板野郡牟屋海

190×19×6 6031

上下に結び紐の葛が残存。「牟屋海」は牟屋(撫養)の海部か。

四〇五 武藏國男衾郡餘戸里大贄鼓一斗天平十八年十一月

180×24×6 6032

「鼓(クキ)」は納豆の類。「大贄」と表記するものは、ほかに四〇五・四〇六・四〇七がある。

四〇六 武藏國男衾郡川面郷大贄一斗 鮒背割 天平十八年十一月

161×13×5 6032

四〇七 武藏國秩父郡大贄鼓一斗

• 天平十七年□

145×21×3 6032

四〇八 出雲國若海藻 御贄

130×25×3 6031

四〇九 □志郡和具郷伊祇須

119×20×5 6011

「伊祇須(イギス)」は海藻。上方に小孔がある。

四〇九 ^{〔但〕}馬國第三 ^{〔般カ〕}進上若海藻 御贄一籠 天平十九年二月廿八日 (228) × (12) × 4 6039

「第三般」は但馬国の当年度第三回目の御贄の進上を示すものか。次の四一〇は記載内容類似し、同筆と思われる。関連あるか。下・左欠。

四一〇 ^{〔般進上カ〕}海藻 御贄一籠 ^{〔天平十九年二月〕} ^{〔日カ〕} (234) × (12) × 3 6081

四一一 常陸國鹿嶋郡播麻郷大贄 (166) × 17 × 3 6039

四一二 ^{〔阿カ〕}波國那賀郡林郷白米五斗 俵 (150) × 19 × 6 6081

「白米」は総説五七頁参照。上・下欠。

四一三 白米五斗 148 × 17 × 3 6032

四一四 足一石 (173) × 19 × 4 6039

四三 □五斗

(49) × 17 × 5 6059

四六 □郷進上麥五斗

・ □部得足

(102) × 11 × 3 6019

「進上麥」は紀伊国・和泉監などの正税帳に散見する「交易進上小麦」、「交易麦」をさすか(『大正古』一四)。「延喜民部式」では麦は交易雑物の一つ。上欠。

四七 ・ 備中國賀夜郡阿宗里白米五

・ 斗 天平十九年二月九日

199 × 25 × 5 6011

四八 伊與國神野郡驛家(イ、)除(和カ)尔志白米五

184 × 33 × 6 6031

裏面に「斗」以下があったものを削りとったためか、現状では文字がない。神野郡は大同四年九月乙巳に新居郡と改称(日本、後紀)、新居駅がある(延喜兵部式)。

四九 ・ 阿波國板野郡井隈戸主波多部足人戸

・ 秦人豊日白米五斗

168 × 20 × 7 6011

四〇 □ 麻呂白米五斗

(261) × 31 × 8 6031

四一 (高嶋郡木津郷) 近江國高嶋木津道守 □ (眞茅) 万呂

・ 白米

(216) × 24 × 3 6055

四二 (村郷茅) 備前國藤野郡嶋 □ 白米五斗

170 × 23 × 7 6033

養老五年四月丙申、邑久・赤坂二郡の郷をさいて藤原郡とし、神龜三年一月己亥これを藤野郡と改名、さらに神護景雲三年六月乙丑、和氣郡と改めた。

四三 (備前國邑久郡) 邑久郷官交易大麥五 □ (斗茅)

170 × 27 × 8 6033

四四 (若狹國) 三方郡弥美郷中村里 別君大人 三斗

201 × 41 × 4 6051

塩の貢進札か。四三と文・筆跡共に一致。同一貢進物に札を二枚つけたものか(総説四七頁参照)。弥美郷の別(君)氏は古事記(開化)のムロヒコ王を祖とする「若狹之耳別」である。

四五 三方郡弥美郷中村里 別君大人 三斗

202 × 41 × 6 6031

四六 參河國額田郡新木郷丸部五月



217×23×5 6051

四七 阿波國板野郡井隈郷

• 戸主海部馬長戸同部

(145)×21×5 6039

四八 紀伊國海部郡可太郷戸主海部老人

四九 美作國眞〔嶋郡カ〕健〔部カ〕郷

(160)×30×6 6039

五〇 伊豆國田方郡棄妾郷戸主〔六カ〕人〔六カ〕

(161)×28×5 6039

五一 郡津郷〔八カ〕小郷

• 天平十一年十一月

134×9×5 6081

五二 阿波國板野郡田上郷進

• 部乎奈西

(117)×18×3 6039

四三 間里丸部石寸

(114) × 18 × 4 6059

四四 郷戸主

(101) × 21 × 3 6059

四五 伊國牟婁郡牟婁

〔紀〕
〔杲〕
天平十七年十月

221 × 28 × 6 6032

〔杲〕は類。輸貢物は塩か。

四六 尾張國

(208) × 41 × 7 6039

四七 國大嶋郷

〔周防國〕
〔郡美敢〕

204 × 26 × 6 6055

天平十七年

四八 伊豆國賀茂郡日郷戸主

(187) × 29 × 5 6039

四九 讚

(41) × (23) × (3) 6039

五〇 備

(39) × (14) × 1 6081

四一 縣若虫

• 二月

(59) × (15) × 2 6039

四二

〔越中〕
國射水郡

(73) × 20 × 4 6081

四三

〔美作國勝田郡〕〔中男カ〕
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □

(89) × (8) × 5 6039

四四

〔前國カ〕〔郡カ〕
備 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 上郷戸主海部三 □ □ 戸口

249 × 29 × 5 6033

四五

〔割カ〕〔二籠カ〕
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □

208 × (21) × 4 6032

四六

〔讃岐國〕〔大伴公カ〕
大内郡白鳥郷 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

(170) × 25 × 4 6039

四七

• □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 人部小眞 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

• 天平十 □ □ 年八月十七日

(144) × 32 × 6 6081

四八

• 近江國

□

(45) × (13) × 4 6039

四九 朝夷郷石部衣万呂

〔郡カ〕

・ □ 月廿四日

(96) × 23 × 5 6081

朝夷郷は遠江・駿河・常陸の諸国にあり。上・下欠。

四〇 富郷

(114) × 24 × 4 6059

四一 天平 三
月廿 □ □ □

132 × 29 × 4 6032

四二 目驛戸漢人小弓

〔戸カ〕

(158) × 25 × 3 6019

四三 讚カ

・ □ 國 □ □ □ 手 □

168 × 28 × 4 6032

四四 若狭國三〔郡カ〕能登里 調カ

202 × (18) × 4 6031

四五

〔河内〕	〔依〕	〔郡〕
〔國〕	〔波〕	〔國〕
〔天〕	〔平〕	〔十九年七月廿三日〕
〔天〕	〔平〕	〔十九年七月廿三日〕
〔天〕	〔平〕	〔十九年七月廿三日〕
〔天〕	〔平〕	〔十九年七月廿三日〕

6091

四六 〔天〕 平十九年七月廿三日

95×14×3 6032

四七 〔波國〕

6091

四八 備後

6091

四九 足嶋

6091

五〇 秦人君瓜十顆

(121)×14×2 6019

五一 長鮑壹籠納參拾漆條
卅一条七尺
六条六尺四寸

天平十七年九月

163×22×3 6031

長鮑は『延喜主計式』では安房・伊予・肥前から調として貢進。

五二 御取鮑

157×20×4 6051

御取廻は、志摩・隠岐・阿波・筑前・肥前・豊後から調として正丁一人四斤ずつ〔延喜主計式〕、大宰府が贄年料物、志摩御厨が贄として〔延喜内膳式〕それぞれ貢進。四三も同じ。

四三 紫菜 上

130×23×3 6031

「ムラサキノリ」。「上」は品質の等級。紫菜は賦役令調雑物の一。『延喜民部・主計式』では志摩(調)・隠岐(調・中男作物)・土佐(交易雑物)から貢進。供御月料、東宮月料中にみえるほか〔延喜内膳主膳式〕、雑給料としては参議以上並びに五位以上三〇人に限られる〔延喜大膳式〕。海藻類の中で最も高価なもの(神護景雲四年紫菜一升二六〇文〔古十七一〕)。

四四 上吳桃一斗

131×21×5 6033

「クルミ」。『延喜式』によれば年料別貢雑物(甲斐―民部)、年料雑菜(伊勢・阿波―典薬)、中男作物(甲斐・越前・加賀―主計)、年料御贄(信濃 姫胡桃子―宮内・内膳)として諸国より貢進。食用・薬用・灯油・染料などに使用。上部に結紐用の葛が残存。

四五 搗香 漬

41×24×4 6022

四六 近江國生蘇三合

55×9×2 6031

蘇は『延喜民部式』によると、牛乳大一斗を煎じつめて蘇大一升をつくり、全国五七カ国をおよそ地域別に六グループに分け、六年毎に一月以前に貢進。孝徳天皇の代に帰化人の末裔大山上和葉使主福常が乳を取る術を習って初めて乳長上に任ぜられ、その後子孫相承してこの任についてきたとある（『類聚三代格弘仁』。また、政事要略所引の右官史記に文武四年一〇月使を諸国に遣して蘇を造らしめたとある。天平六年の出雲国計会帳・尾張国正税帳、天平九年の但馬国正税帳、天平一〇年の周防国正税帳・淡路国正税帳に造蘇進上の記事がみえ、尾張国は一斗三升（延喜式では大五升、小一斗）、周防国は四升（同小六升）を進め、容器は壺で、尾張の例では大小あり大は三升、小は一升をいれている。この木簡の場合は三合で正税帳、延喜式に比べて少量である。また政事要略所引の養老六年閏四月一七日格では蘇の進上について、檜・杉等の櫃で納めるのをやめて籠に納めるよう命じているのは、壺にいれたものを更に籠等に納めたものか（『瀧川政次郎「日本上代の牛乳と乳製品」』。『日本社会経済史論考』所収参照）。

四七 生蝮

94×15×4 6051

蝮は『和名抄』では、訓が「ハミ」で、ヘビの一種。蝮を鮑と書き、鮑を「アワビ」とよむ例もあるから（『新撰字鏡』など）、あるいは蝮の異字か。四七五も同じ。

四八 鮒卅隻

131×27×4 6051

『延喜主計・内膳式』では中男作物として醬鮒、贅年料物として鮒が見え、美濃（贅年料物―鮒）、筑前（調―

醬鮒・鯨鮒)から貢進され、また近江国筑摩御厨からは醬鮒・鯨鮒・味塩鮒を進める。さらに『同衛門・兵衛式』では左右衛門府・左右兵衛府が交互に進める鮮鮒御贄もある。

四六 卅五隻

135×24×2 6051

四七 麻須楚割一籠

240×48×6 6032

四八 美作國檜木簀

230×19×6 6031

「簀」は異体字使用。簀は本来竹や葦などを粗く編んだもので床の上の敷物やスダレに用いられた。正倉院文書には葛野蒔とならんで播磨簀がみられる。また「簀」は『和名抄』ではスノコとも訓じるが、「簀子」は板を目透しに並べて作った床をいい、さらに転じて、これに用いる大きさの材をいった(「工式」)。ここにみられる「檜木簀」は或いは簀子の意か。

四九 供 御末醬一石二斗

202×31×5 6032

『延喜内膳式』には供御月料として末醬一斗五升を計上。末醬は今日の豆味噌のごときもの(吉原清行「豆味噌と溜」『日本醸造協会雑誌』第
五六卷第一号一三号)。

五〇 御取鮑

155×108×4 6033

四六 滓漬□□一□ 天平十五年四月

149×20×4 6033

四七 生蝮

46×16×2 6011

四八 ・美□呂

・天平十八年□月□〔五カ〕

52×20×4 6022

四九 折櫃八合輦籠二口

(336)×35×6 6031

『延喜式』では、折櫃は京・畿内の調〔主計〕。『輦籠』(コシヨ)は「輿籠」と同じか、共に畿内諸国から交易雑器〔式部〕として貢進。

四〇 碗廿七口 柑十七口 輿區閑四口 加比三口

水甌二口 高坏五口 小坏三口 坏蓋九口
225×27×3 6032

四一 御殿内火爐一口

162×23×3 6032

四二 緑縫衣入櫃一合

152×21×7 6032

縫衣は袖の下から両腋を縫い合わせた服。

四一 雑縁纈〔御カ〕杖□□纈四櫃

111×18×5 6032

四二 紺絶雑組等入櫃一合

123×26×4 6032

紺色に染めた絶と種々の色糸で組みあげた帯などを納めた櫃につけた札。

四三 緑縫衣□□領納櫃一合

210×26×4 6032

四四 ・不煮瓠納輦

・ 天平十七年十一月廿一日

148×20×6 6032

「瓠」は異体字使用。瓠は賦役令によれば染草・繩・柏・槽・机・籠・簀などと共に、民部省が預め当年度の需要量を算出して畿内諸国に賦課し、百姓の雑徭によって製作京進する定めとされ、『延喜民部式』には五畿内からの交易雑器として、また遠江・常陸などの国からも交易雑物として貢進される。従って瓠は雑器を作る料にあてられていた。しかし「不煮瓠」とあるから或いは雑器としてではなく食用のウリと解すべきか（『類聚名中』。「輦」は輦籠の意。）

四五 箭一具 矢卅

船 ^{〔馬万々〕} 呂

82×36×8 6065

もと6031型式のもの側辺を削ったものか、本来この形態か不明。船姓は西宮兵衛木簡(75)にみえる。

四六 中

67×10×2 6051

四七 西市交易錢

91×14×3 6032

四九からみると「西市司交易錢」の省略か。同類の四六は裏に年月日を記入。西市司交易錢は性格不明。

四八 西市司

• 天平十九年 月 日

(101)×20×3 6039

四九 西市司交易錢

134×18×3 6032

四〇 遠江糸百廿七

(121)×23×2 6032

四一 又二度八十付 〔深加カ〕

134×24×6 6032

三六と同類か。

四二 □子四 〔斗カ〕 □四升

138×24×3 6032

四三 小 □□□□□□□□

• 天平十□年六月廿四日□

141×24×4 6032

四四 御□絶屋納櫃

• □□□□□□□□

113×27×3 6032

四五 〔縹カ〕 □糸□

• □□□□□□□□

88×19×4 6032

四六 長櫃二 〔合カ〕 □□

(72)×20×2 6039

四七 薄緑糸

54×28×3 6021

以下 五〇 まで 総説六〇 頁参照。

四九 中緑糸

60×18×3 6021

四九 黒緑糸

64×18×3 6021

黒緑は濃い緑色。

五〇 浅緑糸

68×19×4 6021

五一 浅緑纈

51×17×3 6021

五二 白 〔緑纈カ〕

54×10×2 6021

顔料に白緑(ビヤクロク)もあるが、ここは非常にうすい緑の色調を示す。

五三 青染纈

15×18×2 6021

五四 浅緑交紗纈

68×18×3 6021

「浅緑交纈紗」の書き誤りか。紗を浅緑色に染め、それに纈纈を施したもの。夏季の女性の裙などに使用。

五〇五 中緑纈

52×18×2 6021

五〇六 白緑綾

60×21×4 6021

五〇七 薄緑綾

55×20×3 6021

五〇八 青染綾

63×19×4 6021

五〇九 縹生染

55×18×3 6021

練らない糸、すなわち生糸で織った絹織物を縹色に染めたもの。縹色は藍の単一染で緑色を含まない青。

五一〇 中緑生染

55×21×2 6021

五一一 縹調纈

57×18×3 6021

五一二 浅緑纈

54×17×3 6021

五一三 薄緑東纈

56×18×2 6021

五二四	中綠絶	49×18×3 6021
五二五	中綠調絶	55×20×2 6021
五二六	黒綠東絶	67×17×3 6021
五二七	青染絹	56×13×2 6021
五二八	中綠絹	52×18×2 6021
五二九	中綠御服絹	55×19×2 6021
五三〇	取色	70×18×3 6021
五三一	中綠□御服	54×(13)×2 6021
五三二	中綠□	(31)×(10)×3 6019
五三三	天平十八年	(182)×(3)×6 6081

文 積

五四
〔六月十五日〕

(166) × (6) × 3 6081

五五 天平十八年十月十一

(121) × (5) × 5 6081

五六
〔天平〕 〔月三日〕

(121) × (8) × 4 6081

五七 天平十八年

(183) × (9) × 3 6081

五八 六度 二十

(91) × (22) × 2 6019

五九 繪木簀

6091

六〇 平十八年閏
〔九〕

6091

六一

• 九月

(135) × 25 × 4 6081

五〇

□殿

殿 郡質質殿殿
質質質 殿殿殿殿

(322) × (34) × 8 6081

習書。下方に「易」を五字、上部に逆方向に「臣」らしき五字を書く。上・下欠。

五二

・ 楨□□榛子

羊蹄鴨頭草菱

□_子□

・ 菡菡 日 蓑可 樽樽樽
日 日 樽樽

謹 執
□□□_謹

(296) × (24) × 5 6081

両面共に習書を重ねる。一面には、「楨」「榛子」「羊蹄」「鴨頭草」「菱」などの草や菜や菓の名を記す。楨はベニバナ、染料紅藍(玉)か。榛子は栗の一種、和名「波之波美」。羊蹄は供奉雑菜の一種、食用の野草(延喜内膳式)、和名「之布久佐」。鴨頭草は押赤草ともいい、染料用の野草、和名「都岐久佐」。四辺原形をとどめず。

五三

・ 應進進 上者者髣
□□□ 者者者髣

應應足 下 者精_精

〔應應進進〕

・ 莫嬾讀 □書書_書□_麻
書書□□ □呂善書暈半緜

(262) × (26) × 6 6081

薄墨の文字に重複して、同じ文字を書き連ねた習書。一面に「莫嬾読書」の句もみえる。下端は原形。

五三 風風夏之時 古

(225) × (18) × 5 6081

左半部には「成」を重ねて習書。右に掲げた「風」以下は「成」よりやや細字。右辺のみ原形か。

五四 板板板道首首板板矢天春

313 × 22 × 4 6011

五五 能能能大能能能

・ 能能能大能能能
能能大能能能
能能大能能能

(256) × (19) × 6 6081

一面に「能」、他面に「大」「人」を更に重ねて習書する。材を横にして書いたかと思われる薄い文字もある。四辺ともに原形をとどめず。

五六 叙叙叙叙
叙叙叙叙叙叙叙叙

・ 信信信信信信
 請信信

108 × 30 × 3 6011

五七 之思可可可

(134) × (8) × 3 6081

五
 及乃多可夜万
 爲
 大
 大
 爲乃
 大
 爲乃

(129) × (29) × 7 6081

第一面上部に鳥の絵。その下の「多可夜万乃」は万葉仮名。三面ともに習書。四辺原形なし。

五
 都成第
 成
 第
 錢六百

大宿
 百百百百百百百百
 百百百百百百百百

271 × 48 × 5 6011

五
 女女女女
 仕仕
 五五五五
 私部
 奈布女
 右九人内侍
 半

五壹

• 大
〔精カ〕

(214) × (10) × 3 6081

五六

草
〔草カ〕

(279) × (10) × 3 6081

五七

• 右
〔尔カ〕 尔 泉
大
〔大カ〕

(126) × (20) × 5 6081

五八

袖
〔袖カ〕

6091

五九

• 各
各 絶

(63) × (13) × 2 6081

五〇

•
〔讚カ〕 讚 讚 讚

(50) × (19) × 3 6081

五七五

□使
□使
□

6091

五五四

鴈鴈

6091

五七三

□念
□念

6091

● 神主
神主
知主
知主
知主
知主
知主
知主
我我

(175) × 31 × 24 6065

五七二

● 謂謂謂謂謂謂謂謂
□

● □申
大申
大甲
大甲
大甲
大甲
大甲
大甲
見

〔大大大〕

● □刀
□自
□女
□女

(222) × (24) × 6 6081

五七一

● □

五二

□ 祿 □

6091

五三

□ □ □
□ □ □^{〔皇カ〕}

6091

五四

□ □ □
□ □ □^{〔讚カ〕}

6091

五五

□ □ □^{〔二カ〕}
五 五 五 五 五 □

6091

五六

□ □ □^{〔絶純綿カ〕}
□ □ □ 綿 綿 □

(109) × (13) × 3 6081

五七

滑 稽 權 大 滑 □ □
□ □ □^{〔稽カ〕}

6091

五二、五三、五四は同筆。五二・五三は同文。

五八

□ □ □^{〔易斷借カ〕}
□ □ □ 風 景 於 也

6091

五九

惜 風 □ □ □
□ □ □^{〔景於カ〕}

6091

六〇

廿 榆 舍 會 天 矩 □ □
□ □ □^{〔マカ〕}

6091

五五 ^{〔爲カ〕} ^{〔道〕} ^{〔金カ〕}

6091

同じSK 八三〇土壙から「為道金」の三字を組合せた墨書のある土師器皿が出土している。

五六 ^{〔無無カ〕} ^{〔天カ〕} 天 天

6091

五七

• ^{〔應應〕} ^{〔應〕} ^{〔應〕} 見 鴈

204×32×33 6065

五八 驛驛也

6091

五九 ^{〔郷カ〕} 郷

6091

六〇 鴈長長

6091

六一 ^{〔讚讚〕} ^{〔讚〕} ^{〔讚〕}

6091

六二 勿勿 ^{〔何佛カ〕}

6091

六〇〇 十五斤

54×53×11 6061

六〇三 西宮宅 [宅]

(160)×25×8 6065

二枚の板材の上下を桜皮でとじ合わせたもの。折敷の類の側板。西宮は総説二七頁参照。

六〇三 本二〇三

(127)×(60)×22 6081

六〇四 女奈



57×110×60 6081

六〇五

子由黒

叙



信 長然

506×83×7 6061

もと長方形の材に墨書したものを杓子に加工したか。

六〇六

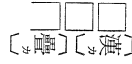
支 養

(512)×(20)×5 6061

六〇六~六〇八・六一〇・六一二など墨書横界線をもつものがある。間隔は六〇六・六〇七・六一〇では四・三~四・六cmとかなり

等分であり折敷の側板を、物指に転用したものが。六九・六二では、不均等で、一・六〇二・二cm前後。

六〇八



(387) × (36) × 6 6061

六〇九



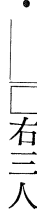
448 × 40 × 15 6011

六一〇



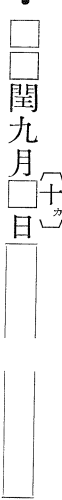
(272) × (13) × 6 6065

六一一



(322) × (10) × 7 6081

六一三



(272) × (4) × 7 6081

六三〇 □□□□

(65) × (8) × 3 6081

六三一 □□^{〔子カ〕}□□

(63) × (10) × 2 6081

六三二 □□ □□園□□

(106) × (10) × 4 6081

六三三 □□ □□^{〔左衛士カ〕}□□

(127) × (9) × 4 6081

六三四 ・ 足□□□□□^{〔足カ〕}

(136) × (8) × 3 6081

六三五 ・ □□ □□ □□ □□ □□
 □□^{〔高カ〕} 戸□□ 万呂^{〔万呂カ〕}

(137) × (13) × 2 6081

表裏は逆方向に書かれている。人名を列記す。

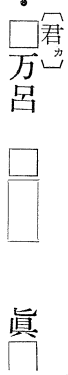
六三六 □□^{〔乎カ〕}□□ 女 □□^{〔讚岐カ〕}□□

(146) × (10) × 7 6081

一七〇一七三等の女性名を記したものと関連するか。上の人名はあるいは「乎波女」か。

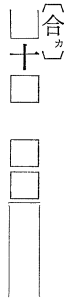
文 積

六三



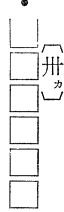
$$(146) \times (8) \times 3 \ 6081$$

六三



$$(139) \times (6) \times 5 \ 6081$$

六四



$$(114) \times (8) \times 5 \ 6081$$

六四



$$(119) \times (10) \times 2 \ 6081$$

六三



$$(97) \times (10) \times 2 \ 6081$$

六三



$$(94) \times (10) \times 2 \ 6019$$



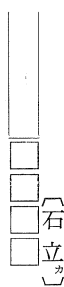

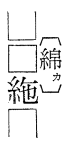

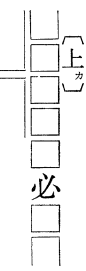

六四



$$(211) \times (19) \times 4 \ 6019$$

六五



<p>•</p> 	<p>•</p> 	<p>•</p> 	<p>•</p> 	<p>•</p> <p>食□衣何時何</p>	<p>•</p> 	<p>•</p> 	<p>•</p> 	<p>•</p> 
<p>(101) × (13) × 3 6081</p>	<p>(95) × (20) × 7 6081</p>	<p>(75) × (17) × 6 6081</p>	<p>(53) × (13) × 2 6081</p>	<p>(159) × (14) × 3 6081</p>	<p>(186) × (14) × 5 6081</p>			

六五



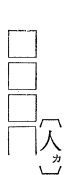
六四



六三



六二



六一



波良

六〇

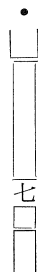


沙弥
九

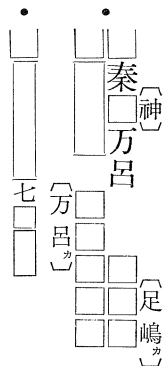
五九



五八



五七



(60) × (9) × 2 6081

(60) × (11) × 2 6081

(69) × (7) × 1 6081

(70) × (10) × 4 6081

(87) × (8) × 1 6081

(95) × (13) × 4 6081

(120) × (23) × 3 6081



(55) × (6) × 3 6081

六五 □ 无位

(31) × (9) × 1 6081

六七 □^{〔裏ツ〕}裏

(30) × (8) × 1 6081

六六 □ 若

(38) × (10) × 3 6081

六四 □ □ 守

(46) × (6) × 5 6081

六一 小山田 □

(44) × (6) × 2 6081

六三 女王王 □

(47) × (9) × 1 6081

六三 □ □ □^{〔五尺四ツ〕}

(57) × (7) × 3 6081

六四 右 □ □^{〔人ツ〕}

(60) × (4) × 4 6081

六七 □ □ □ □ □ □

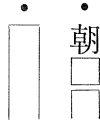
(62) × (9) × 3 6081

六三



(58) × (12) × 2 6081

六二



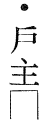
(47) × (20) × 1 6081

六一



(41) × (12) × 4 6081

六〇



(17) × (8) × 3 6081

五九



(40) × (27) × 7 6081

五八



(40) × (17) × 1 6081



(53) × 28 × 3 6019

五六



六三

(77) × (15) × 5 6039

六四 勅旨

(94) × (25) × 4 6081

六七 五
 ^{十カ}

6091

六八
 ^{臣善カ}

6091

六八・六九・六六・七三・七四は一連のもの断片か。

六九
 善

6091

六〇 小

6091

六三
 申送

6091

六三 三久良可

6091

六五 條 奉放

6091

七〇八

□
□
□
□_者

6091

七〇九

□
職□

6091

七一〇

□
勝□_□
□_□

6091

七一一

□_桃

6091

七一二

三□

6091

七一四

延□

6091

七一六

□_□
具

6091

七二七

合_被
□_□

6091

七二八

□_參
□_□

6091

七二九

□_四
人

6091

七六

庸
中

6091

七七

中

6091

七六と一連のものか。

七六

崙

6091

七五

四土

6091

七四

古

6091

七三

大
守

6091

七二

問遣

6091

七一

守

6091

七〇

大春

6091

七九

鳥

6091

七〇

衛

6091

七一

員五枚

6091

七二

廣

6091

七三

廣

6091

七四

四日

6091

七五

美 美

6091

七六

使

6091

七七

壹

6091

七八

建

6091

七五三

息 〔息カ〕

6091

七五二

鷺栖

6091

七五〇

陰

6091

七四九

眞人

6091

七四八

麻

6091

七四七

糧糧

6091

七四五

〔九九野カ〕

6091

七四四

申

6091

七四三

張人

6091

七四二

恩恩

6091

七五三

廣

6091

七五四

豐

6091

七五八

廣

6091

七五七

府

6091

七五九

東子

6091

七五九

錢

6091

七五〇

姓名

6091

七六一

崙

6091

七六二

數產

6091

七六三

不墮數

6091

七三

依數

6091

七三

□_山□_田□

6091

七三

合可□

6091

七〇

□部 民部

6091

七六

之尔多利

6091

七六

□名□_美□

6091

七七

□_國□□

6091

七六

月其□□

6091

七六

□_江□_國□□□

6091

七六

□_臣□_善言窠□

6091

七五

〔年カ〕
純糸
〔鹿カ〕
〔悪カ〕

6091

七五

〔舎カ〕
人寮
□□

6091

七五

右三
〔人カ〕

6091

七五

□□ 我我

6091

七五

□□ 百□

6091

七〇

□□ 進

6091

七二

□□ 故
〔故カ〕

6091

七三

病秦
□□

6091

七三

□□ 筥
〔筥カ〕

6091

七五

□□ 申□

6091

六六 養

六七 番

六八 今以カ

六九 豐

七〇 堅魚

七一 進了

七二 番

七二と接合し、「番長」となる。

七三 宮

七四 上

6091

6091

6091

6091

6091

6091

6091

6091

6091

七

右二

6091

六

四百

6091

五

長

6091

四

請

6091

三

秦

6091

二

出務

(103) × (11) × 2 6081

一

多紀郡

6091

〇

四

6091

九

嶋

6091

八

鏡

6091

三三三



合^{〔七カ〕}

6091

SK 八七〇土壙出土木簡

一八六

左衛士府

263×28×4 6051

一八七

刑部石次^{〔卅カ〕}

158×22×2 6011

一八七・一八六・一八五・一八九の人名は衛士か。ほぼ完存し、下方に小孔がある。

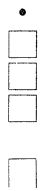
一八八

建部益人

(83)×(24)×5 6081

一八九

東



(77)×(9)×2 6081

文 積

一八二

• □ 人

□ □ ^[大方]

(64) × (7) × 3 6081

• □ 人

□ □ 漆

一八三

• □ 多紀國

□ □ □ □

(93) × 14 × 3 6081

□ □ □ □

一八四 • 他田床足

• □ □ □ □

(112) × (12) × 5 6081

一八五

□ □ □ □ ^[X方] 四石

(136) × (14) × 3 6081

一八六

□ □ 二石六斗 × 三石七斗 × 五石 × 二石 □

(109) × (14) × 3 6081

一八七

□ □ 万呂四升 穴太 □ □

6091

一九〇 紫菜

79 × 13 × 3 6033